

給水装置の構造及び材質の基準適合の確認に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市水道条例施行規程（平成22年水道局規程第1号）第17条第4項の規定に基づき、給水装置の構造及び材質の基準適合の確認（以下「構造材質基準適合確認」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(費用)

第2条 構造材質基準適合確認の費用は、構造材質基準適合確認の申請をした者（以下「申請者」という。）が負担する。

(確認)

第3条 構造材質基準適合確認は、その申請があった給水装置すべてについて行う。

2 構造材質基準適合確認は、申請者から提出された図面及び現地における調査により、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 配水管への取付口から水道メーターまでの間の工法、埋設深度及び他の埋設物との間隔
- (2) 水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する基準に適合していることを証する証明書又は第3者認証マークの有無
- (3) 給水用具及び附属用具の設置状況
- (4) 逆流を防止するための処置
- (5) 給水栓数
- (6) 1.75メガパスカルの水圧を1分間加えたときの漏水等の有無
- (7) 遊離残留塩素の濃度
- (8) その他上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める事項

3 管理者は、隠ぺい部分を確認するときは、必要に応じて申請者に掘削等を行わせることができる。

(委任)

第4条 この要領に定めるもののほか、構造材質基準適合確認の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。